



行楽シーズンを潜む危険

カラス・ヒグマ・電気柵に関する注意点

レジャーや山菜採りなど、外での活動が活発になる季節になりました。自然界に暮らす鳥獣の生態や、牧場などの電気柵の存在を知らないことで、思わぬけがをすることがあります。

問い合わせ 農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）

春先のカラスに注意



カラスは本来攻撃的ではありませんが、春先から7月頃は子育て時期のため、巣やひな鳥に近づくと人を遠ざけようと、威嚇行動をとる場合があります（図）。集団で襲うことはありません。

威嚇されないために

- ・カラスが騒いでいたらその場を避ける、または迂回する
- ・上手に飛べないひな鳥が地面に落下していても近づかない

威嚇行動から身を守る

どうしても巣の近くを通らなければならぬときは、次のように

図 カラスの威嚇行動の特徴

「カッ、カッ、カッ」と鳴きながら頭上を飛び回ったり、近くで鳴く

カッ、カッ、カッ

それでも人が立ち去らない場合

人のそばをかすめるように飛んだり、人の頭部を足で蹴る
※カラスは体の構造上、飛びながらくちばしでつつくことはできません

ポイント 卵やひな鳥がいる縄張りから人が離れると威嚇をやめる

表 カラスの巣の相談窓口など

巣の場所や状況で異なりますが連携して対応します

- ◆公園内の樹木、街路樹など
みどりの課（みどりと花のセンター）
（緑ヶ丘2、☎21・3172）
- ◆道路用地内の樹木など
道路維持課（道路車両センター）
（南町南6線46、☎48・2322）
- ◆河川敷地内の樹木など
管理課（市庁舎6階、☎65・4177）

▽市以外

- ◆電柱にできた巣の撤去
各電柱についている管理番号を確認し、各管理者に問い合わせください。

【その他カラスに関する相談】

- ◆ごみ対策やカラスの死骸など
清掃事業課（西24北4、☎37・2311）
- ◆捕獲の許可・有害鳥獣駆除の相談
農村振興課（市庁舎7階、☎65・4173）



両腕を真つすぐ上げて身を守る

カラスの被害に遭わないために

カラスが集まらないよう、次のことに注意しましょう。ごみ出しのルールを守る

- ・カラスは後頭部を狙うので、帽子をかぶる、傘などで頭を隠す
- ・両腕を真つすぐ上げ、歩いてその場を通り過ぎる（翼が腕に当たってしまうリスクがあるため、後頭部を蹴ることができない）

身を守りましょう。

- ・ペットに与えた餌の後始末をきちんとする
- ・野鳥に餌をやらない

状況が改善しない時は

対策のひとつとして、巣を取り除く方法があります。カラスの巣が街路樹や電柱にある場合は、各管理者へ連絡してください。（表）

巣が自宅の庭などの私有地にある場合は、所有者が対応することになります。野生の鳥獣や卵の捕獲には、許可が必要です。詳細は問い合わせください。

春の山菜採りはヒグマに注意



八千代・拓成・岩内地域はヒグマの生息域となっていて出沒情報もあります。新聞やテレビ、市

ホームページ、注意看板などでヒグマの情報を確認し、細心の注意を払って行動してください。

ヒグマと出会わないために

ヒグマは本来、人を避けて行動する動物です。早朝や夕方に比較的活発に動き回り、聴力や嗅覚が発達しているため、ヒグマと出会わないよう警戒することが重要です。

- ・日の出、日没時の薄暗い時間帯、互いに気付きにくい沢沿いや風の強い日は野山に入らない
- ・鈴やラジオなど音の出るものを携行したり大声で話すなど、ヒグマに人の存在を知らせる
- ・ヒグマのふんや足跡、獣臭など異変を感じたら直ちに引き返す

ヒグマを引き寄せないために

人が出す生ごみはヒグマにとつてごちそうです。一度その味を覚えたヒグマは餌を求めて人里に現れるようになり、人との接触事故を引き起こす原因となります。

- ・においの強い食べ物持たない
- ・弁当や飲み物など、食べ残したものは必ず持ち帰る

※土中に埋めてもいけません
・弁当やお菓子、ジュースなどの容器も必ず持ち帰る

それでも出会ってしまったら

ヒグマと遭遇したときに、身を守る確実な方法はありませんが、次のことが有効といわれています。冷静に状況を判断するために、まずは「落ち着く」

- ・大声を上げたり、走って逃げるなどしてヒグマを刺激しない
- ◆距離がある場合
・静かにその場を立ち去る
- ◆距離が近い場合
・ヒグマの目を見ながらゆっくりと後退する
- ◆至近距離の場合
・ゆつくりと両腕を上げ、姿を大きく見せゆつくり後退する

ヒグマによる人身事故のほとんどは、偶発的な遭遇により発生しています。ヒグマの生息域に立ち入れば誰もが出会う可能性があることを十分認識してください。

電気柵に注意

電気柵とは、畑地や牧場などの周囲を特殊なワイヤーで囲い、高圧の電流を流す柵です。

電気刺激によって、野生動物の侵入や家畜が敷地外へ脱出することを防ぐ役割があります。

電気柵にもやみに近づかない

畑地や牧場などには、電気柵が設置されていることがあります。感電する恐れがあるので、むやみに近づかないでください。

電気柵を設置している人は設置基準を確認

電気柵は、人に対する危険防止のために、電気事業法で設置基準が定められています。設置基準に基づいて管理をお願いします。

- ・認識しやすい位置と間隔、見やすい文字で、危険である旨を表示する
- ・出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用する
- ・30ボルト以上の電流から電気を供給する場合は、漏電遮断装置を設置する
- ・容易に操作できる箇所に専用の開閉器（スイッチ）を設置する